

郡山市競争入札参加有資格業者の入札参加資格の承継に係る事務取扱要領

平成31年4月1日制定
令和8年9月1日最終改正
[財務部契約検査課]

(趣旨)

第1条 この要領は、郡山市一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査等に関する要綱（令和6年9月6日制定）（以下「資格審査要綱」という。）に基づいて入札参加資格の認定を受けた者（以下「有資格業者」という。）の組織再編等に伴う入札参加資格の承継に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 組織再編等 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく合併、会社分割及び事業譲渡、並びに個人事業主の法人化及び個人事業主間の事業承継をいう。
- (2) 資格要件 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項に関し定めた競争入札参加に必要な要件をいう。
- (3) 承継人 有資格業者から入札参加資格の承継を受けようとする者をいう。
- (4) 被承継人 承継人に対し入札参加資格を承継させる有資格業者をいう。

(対象)

第3条 入札参加資格を承継できる組織再編等は次に掲げる場合とする。

- (1) 合併により有資格業者が消滅し、合併後存続する会社が当該消滅した会社の入札参加資格を承継する場合
- (2) 会社分割により有資格業者が営業の全部又は一部を分割し、当該営業を吸収した他の会社又は分割により新たに設立された会社に当該営業に係る入札参加資格を承継する場合
- (3) 事業譲渡により有資格業者が営業の全部又は一部を譲渡し、当該営業を譲り受けた者が、当該営業に係る入札参加資格を承継する場合
- (4) 個人事業主である有資格業者が廃業し、新たに法人を設立した場合で、次の全ての条件を満たす場合
 - ア 個人事業主であった者が法人の代表者であること
 - イ 個人事業主であった者が50%以上出資していること
 - ウ 個人事業主の営業を引き継ぎ、営業年度が継続していること
 - エ 建設工事については、建設業許可番号を引き継いでいること

(5) 廃業した個人事業主である有資格業者から経営権及び財産権を承継した場合で、次の全ての条件を満たす場合

ア 事業を承継した者が、配偶者又は2親等以内の者であること

イ 営業年度が継続していること

ウ 建設工事については、建設業許可番号を引き継いでいること

(承継の申出)

第4条 組織再編等により入札参加資格を承継しようとする承継人及び被承継人は、入札参加資格承継申出書（第1号様式）及び別表に掲げる書類を提出しなければならない。

2 市長は、前項に掲げる書類のほか、必要があると認めるときは、組織再編等に関する説明又は資料等の提出を求めることができる。

(承継の範囲)

第5条 承継人が承継できる入札参加資格の範囲は、当該申請において有資格業者であった被承継人が有していた資格の範囲とする。

(承継の承認)

第6条 入札参加資格の承継は、原則として次の各号全てに該当する場合に限り市長が承認するものとする。

(1) 承継しようとする入札参加資格の登録業種に係る営業の一切が被承継人から承継人へ移転したと認められること

(2) 入札参加資格の承継の申出をする時点において、承継人が資格審査要綱第6条第2項（第7号及び第9号を除く。）に規定する資格要件を満たしていること

2 第4条の申出があり、その内容が適正であると判断された場合は、市長は承継人に対し承継を承認した旨を入札参加資格承継承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(建設工事の請負契約に係る資格の格付)

第7条 承継しようとする建設工事の請負契約に係る資格の格付について、原則として被承継人の等級格付をそのまま承継するものとする。

ただし、市長は、被承継人の等級格付をそのまま認めることが不相当であると認めるときは、当該等級格付を変更することができる。

(入札参加資格の有効期間)

第8条 承継人の入札参加資格の有効期間は、承継承認日から被承継人の有効期間の最終日までとする。

(有資格業者名簿の変更)

第9条 承継承認後は、有資格業者名簿に所要の変更を行う。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現に提出されている改正前の郡山市指名競争入札参加有資格業者の入札参加資格の承継に係る事務取扱要領による様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要領による改正後の郡山市競争入札有資格業者の入札参加資格の承継に係る事務取扱要領の様式とみなす。

3 この要領の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。

別表

	提出書類
第3条(1) 合併	承継人 ① 入札参加資格審査申請書及び本市が指定する審査書類一式 ② 合併契約書（協定書）の写し ③ 定款の写し ④ 履歴事項全部証明書又はその写し ⑤ （建設工事の場合）経営事項審査による総合評定値通知書の写し（審査基準日が合併日以降のもの） 被承継人 ① 入札参加資格審査事項変更届 ② 合併契約書（協定書）の写し ③ 消滅事項の確認ができる書類
第3条(2) 会社分割	承継人 ① 入札参加資格審査申請書及び本市が指定する審査書類一式 ② 分割契約書（協定書）又は分割計画書（以下「分割契約書等」という。）の写し ③ 定款の写し ④ 履歴事項全部証明書又はその写し ⑤ （建設工事の場合）経営事項審査による総合評定値通知書の写し（審査基準日が分割日以降のもの） 被承継人 ① 入札参加資格審査事項変更届 ② 分割契約書等の写し ③ 履歴事項全部証明書又はその写し
第3条(3) 事業譲渡	承継人 ① 入札参加資格審査申請書及び本市が指定する審査書類一式 ② 事業譲渡契約書（協定書）の写し ③ 定款の写し ④ 履歴事項全部証明書又はその写し ⑤ （建設工事の場合）経営事項審査による総合評定値通知書の写し（審査基準日が分割日以降のもの） 被承継人 ① 入札参加資格審査事項変更届 ② 事業譲渡契約書（協定書）の写し ③ 履歴事項全部証明書又はその写し
第3条(4) 個人事業主の法人化	① 入札参加資格審査事項変更届 ② 個人事業の開業・廃業等届出書の写し ③ 法人設立届出書の写し ④ 定款の写し ⑤ 履歴事項全部証明書又はその写し ⑥ 株式保有割合を証明するに足る書類（その他の書類で確認できない場合）

	⑦ （建設工事の場合）経営事項審査による総合評定値通知書の写し（審査基準日が法人設立日以降のもの） ⑧ 入札参加資格審査申請に係る本市が指定する審査書類
第 3 条 (5) 個人事業主間の事業承継	① 入札参加資格審査事項変更届 ② 戸籍謄本（承継人と被承継人の関係を証明する書類） ③ 相続人の同意書（営業権等の相続同意） ④ 身分証明書又はその写し ⑤ （建設工事の場合）経営事項審査による総合評定値通知書の写し（審査基準日が相続日以降のもの） ⑥ 入札参加資格審査申請に係る本市が指定する審査書類

第 1 号様式（第 4 条関係）

入札参加資格承継申出書

年 月 日

郡山市長

承継人 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

被承継人 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

下記のとおり、入札参加資格（ 建設工事・測量等又は製造販売・物品調達・業務委託 ）の承継をしたいので、関係書類を添付して申出します。

なお、この申出書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 承継の理由	
2 被承継人の入札参加資格の内容	
(1) 業者番号及び受付番号	業者番号： 受付番号：
(2) 登録業種	
3 上記登録業種のうち、 承継人が入札参加資格の 承継を希望する業種	
備考	

第2号様式（第4条関係）

入札参加資格承継承認通知書

年 月 日

承継人 所在地
商号又は名称
代表者職氏名 様

郡山市長

年 月 日付けで申出のあった入札参加資格（ 建設工事・測量等又は製造販売・物品調達・業務委託 ）の承継については、審査の結果、下記のとおり承認したので、通知します。

記

1 有効期間	年 月 日から 年 月 日まで			
2 業者番号				
3 電子入札番号				
4 受付番号				
5 登録者	所在地 登録業者名 委任先 代表者又は受任者職氏名			
6 登録業種	業種名	種目名	格付	総合点

※登録業種の格付及び総合点の標記は、建設工事のみとなります。